

ベトナム弁護士職務倫理規程の改正と JICAプロジェクトの協力

JICA 長期派遣専門家, 弁護士

枝川 充志¹

1 はじめに

(1) 2009年5月に設立されたベトナム弁護士連合会（以下「VBF」という。）は、2011年に初の「ベトナム弁護士職務倫理規程」（以下「旧倫理規程」という。）²を制定した³。

VBF設立の根拠となる2006年制定の弁護士法5条には「弁護士業務の原則」として「ベトナム弁護士職務倫理規程の遵守」（同条2項）が規定されている。また同法65条3項には、VBFの任務として「ベトナム弁護士職務倫理規程の作成」が掲げられている。このような規定を根拠として旧倫理規程が制定された⁴。

2018年に入りVBFでは、弁護士人口の増加⁵や社会経済の発展、弁護士をめぐる法的サービスにまつわるトラブルを巡り、旧倫理規程の改定が最重要課題として指摘されるに至った。何よりベトナムにおける弁護士の社会的地位が高まり、その挙動に注目が集まってきたこともまた背景にあるといえよう。

(2) このような中、JICA「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）は、改訂されたプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）⁶及びVBFの要請に応じ、2018年から2019年の約2年をかけて日本弁護士連合会の協力を得ながら旧倫理規程の改定に協力した。

そして2019年12月13日、旧倫理規程の改定版である「ベトナム弁護士職務倫

¹ 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト」派遣専門家。本稿のうち意見に渉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や同プロジェクトの見解でないことを申し添える。

² ベトナム語は「Quy tắc Đạo đức và Ứng xử nghề nghiệp luật sư」である。漢字を当てると「Quy tắc（【規則】≒規程）Đạo đức（【道徳】⇒道徳≒倫理）và（及び）Ứng xử（【応処】⇒状況に応じて対処する）nghề nghiệp（【職業】⇒職業）luật sư（【律師】⇒弁護士）」である。直訳すると「ベトナム弁護士業の倫理及び適切対応規程」となる。【 】内の漢字及び「⇒」における日本語は「川本邦衛編「詳解ベトナム語辞典」（株）大修館書店、2011年」を参照した。「≒」の後の日本語は、文脈に応じて筆者が訳出したものである。

³ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_56.pdf 参照。「JICA ベトナム弁護士職務倫理」で検索可。新倫理規程の翻訳も同ページに掲載予定である（2020年4月28日現在）。

⁴ なお、ベトナムでは、2018年7月4日付けで「裁判官職務倫理規程集（87/QĐ-HĐTC）」が制定されている（BỘ QUY TẮC ĐẠO ĐỨC VÀ ỨNG XỬ CỦA THẨM PHÁN）。検察官についても制定が予定されているようである（2020年4月現在）。

⁵ 旧倫理規程が制定された2011年当時の弁護士の人数は6,723名であるが、2017年までに1万1,942名となり、概ね倍増している。人数の変化やVBFの発展の軌跡については、ICDNEWS「ベトナム弁護士連合会10年間の発展の軌跡（2009年－2019年）（仮訳）（第82号2020年3月号）」参照のこと。同11頁に人数の記載がある。

⁶ 改訂PDMについては、ICDNEWS「プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の改訂」（第78号2019年3月号）にあるサブ・プロジェクトの成果2－d参照（8頁）

理規程集」⁷（以下「新倫理規程」という。）がVBFの全国弁護士評議会において承認・発行されるに至った。

そこで本稿では、新倫理規程の概要及び日本側の協力内容について報告を行うものである。

2 新倫理規程の内容

(1) 経緯

ア VBFの起草過程

VBFは2018年7月から改定草案の検討を開始した。VBF内に旧倫理規程改定に係る起草チームを設置し、旧倫理規程制定に携わったグエン・ミン・タム（Mr. Nguyễn Minh Tâm）弁護士をヘッドにして起草案の作成作業が進められた。

起草作業は旧倫理規程を逐条で検討し、起草チームのメンバーが改定案を持ち寄り議論を進めた。この過程でハノイやホーチミン市を中心に、改定案のドラフトについて意見聴取、つまり公聴会を開催し意見を募った。また全国63の弁護士会にもドラフトを送り、意見を求め、集約を図った。

このような作業を第一次ドラフトから第七次ドラフトまでの累次のドラフト起草段階で行い、VBF内部で検討を重ねた。またこの過程で、アメリカや日本等の倫理規程が参考にされた。

イ プロジェクトの協力

プロジェクトの協力としては、起草チームの第1回会合や各ドラフト段階での意見聴取会の開催や、同会に出席し意見を述べるなどして関与した。また第三次・第四次ドラフトの段階でコメントを提出し、第七次の段階でも意見を述べた。

その内容は、大要、規定間の重複についての指摘や、弁護士法ですでに規定されている行為（法9条「禁止される行為」、25条「情報の秘密厳守」、26条「法律サービス契約に基づく法律サービスの実施」等）と調整がなされていないと思われる条項に対する指摘、さらに利益相反の規定を網羅的に規定しようとしていることについて、ガイドラインや解説書等を作成し最小限の規定に留めるべきとの指摘、加えて「権利を持つ」との表現について、内規で「権利」を定めることはできないといった指摘などを、内容によっては繰り返し行った。

また2018年度（2019年1月実施）の本邦研修⁸において、日弁連の弁護士職務基本規程（以下、便宜上「倫理規程」という。）の制定・整備に長く関与している高中正彦弁護士や谷真人弁護士の協力を得た。高中弁護士からは日本の倫理規程の概要と近時の動向を、谷弁護士からはベトナムの倫理規程第三次ドラフト（当時）についてコメン

⁷ 新倫理規程は、上記注1の名称に「BQ（集）」という言葉が付加された。そのため「ベトナム弁護士職務倫理規程集」としている。

⁸ この本邦研修には、VBFのティン会長の他、起草チームのヘッドであるグエン・ミン・タム弁護士も参加した。

トを得るとともに、両弁護士からそれぞれ日弁連が作成した解説書の意義や作成方法、その構成、活用方法について説明がなされた⁹。日弁連の「解説 弁護士職務基本規程 第3版」については、その後、日弁連の許諾を得て越語に翻訳しVBFに提供している。

ウ 他団体の協力

なお、2018年以降の過程で、2019年1月にはホーチミン市でIBA（国際法曹協会）による倫理規程のセミナーが、同年10月にはEU JULEプロジェクト¹⁰のファンドによりUNDPがハノイで同様のセミナーを開催していた。

(2) 内容

旧倫理規程は全6章・27の規則からなっていた。これに対し新倫理規程は全6章・32の規則からなる。第一次ドラフト段階では43の規則からなり、各規則の中に多くの規定が盛り込まれていた。そのため「規定が多すぎて徹底されない」「遵守されない」との指摘がなされていた。

この点については「細かく規定しないと規律が保てない」との指摘があったのに対し、逆に「細かく規定しすぎると弁護士の自由な活動を阻害する」「あらゆることまで規定しなければならないが不可能である。むしろ諸外国のようにガイドラインや解説書を作成すべき」との議論がなされていた（ちなみに参照された日弁連の倫理規程は解釈指針まで含めると13章82条からなる。このような条文数の違いは、VBFの規程と異なり、日弁連の規程に刑事弁護、組織内弁護士、共同事務所、弁護士法人に関する規程が設けられていることに起因する。）。

新旧規定について、目次だけを比較すると次のとおりとなる。

旧倫理規程	新倫理規程
前書	前書
第一章 総則	第一章 総則
規則1 正義及び法治国家の擁護	規則1 弁護士の使命
規則2 独立、誠実、客観的事実の尊重	規則2 独立、誠実、客観的事実の尊重
規則3 依頼者の利益を第一に擁護すること	規則3 名誉・威信の維持及び弁護士の伝統の発揮
規則4 無料法律扶助の実施	規則4 公共活動への参加
規則5 社会の信用にふさわしいこと	

⁹ この内容については、拙稿ICDNEWS「第10回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要」（第78号 2019年3月号）82乃至84ページを参照のこと。

¹⁰ EUによる法司法分野のプロジェクト（2018年～2020年。延長予定との話もある）。「JULE」とは、「Justice and Legal Empowerment Programme in Vietnam」の略称である。

<p>第二章 依頼者との関係</p> <p>規則 6 依頼者の業務¹¹の引受</p> <p>規則 7 報酬</p> <p>規則 8 依頼者の業務の実施</p> <p>規則 9 依頼者の業務の引受及び実施の拒否</p> <p>規則 10 一方的法律業務終了</p> <p>規則 11 利益衝突¹²の解決</p> <p>規則 12 情報の秘密保持</p> <p>規則 13 依頼者の不服申立の受領</p> <p>規則 14 依頼者との関係において弁護士が行うことができない業務</p>	<p>第二章 依頼者との関係</p> <p>第1節 基本原則</p> <p>規則 5 依頼者の合法的権利・利益の最善の保護</p> <p>規則 6 依頼者の尊重</p> <p>規則 7 秘密情報の保持</p> <p>規則 8 報酬</p> <p>規則 9 依頼者との関係において弁護士が行い得ない行為</p> <p>第2節 事件の受任</p> <p>規則 10 依頼者からの事件受任</p> <p>規則 11 弁護士が依頼者の事件受任を拒否しなければならない場合</p> <p>第3節 事件の処理</p> <p>規則 12 依頼者の事件処理</p> <p>規則 13 依頼者の事件処理の継続の拒否</p> <p>規則 14 弁護士が法律サービス契約の履行を一方的に終了する際の解決</p> <p>規則 15 利益相反</p> <p>第4節 事件の終了</p> <p>規則 16 事件処理結果の通知</p>
--	--

¹¹ 「業務」と訳出されているベトナム語は「vụ việc」である。新倫理規程ではこれを、日弁連の倫理規程を参考に「事件」と訳出した。なお、注1で掲載した「詳解ベトナム語辞典」では「公けの仕事、行政機関の事務」とされている。

¹² 「利益衝突」と訳出されているベトナム語は「xung đột về lợi ích」である。新倫理規程ではこれを、規定の内容や日弁連の倫理規程を踏まえ「利益相反」と訳出した。細かく見ると「xung đột (衝突) về (について) lợi ích (利益)」となる。

<p>第三章 同業者¹³との関係</p> <p>規則 15 弁護士界の名誉，威信の擁護</p> <p>規則 16 同業者の尊重及び協働</p> <p>規則 17 弁護士界における同業者への情¹⁴</p> <p>規則 18 職業競争</p> <p>規則 19 同業者との権利，利益の紛争が生じた時の適切な対応¹⁵</p> <p>規則 20 同業者との関係において弁護士が行ってはいけないこと</p> <p>規則 21 弁護士と弁護士の社会・職業組織及び弁護士営業組織との関係</p> <p>規則 22 弁護士修習性との関係</p>	<p>第三章 他の弁護士との関係</p> <p>規則 17 他の弁護士への情</p> <p>規則 18 他の弁護士の尊重と協働</p> <p>規則 19 職業競争</p> <p>規則 20 他の弁護士と権利・利益の紛争がある時の対応</p> <p>規則 21 他の弁護士との関係で弁護士が行い得ない行為</p> <p>規則 22 弁護士営業組織における弁護士の振る舞い</p> <p>規則 23 個人資格で業務を行う弁護士の振る舞い</p> <p>規則 24 弁護士実務修習生との関係</p> <p>規則 25 弁護士と弁護士の社会・職業組織との関係</p>
<p>第四章 訴訟進行機関¹⁶との関係</p> <p>規則 23 訴訟進行機関との関係における弁護士の適切な対応</p> <p>規則 24 訴訟進行機関との関係において弁護士が行えないこと</p>	<p>第四章 訴訟進行機関・訴訟進行人との関係</p> <p>規則 26 訴訟参加における一般原則</p> <p>規則 27 公判期日における振る舞い</p> <p>規則 28 訴訟進行機関，訴訟進行人との関係において弁護士が行い得ない行為</p>
<p>第五章 その他の国家機関との関係</p> <p>規則 25 その他国家機関との関係における弁護士の適切な対応</p>	<p>第五章 他の国家機関・組織・個人との関係</p> <p>規則 29 他の国家機関との関係における弁護士の振る舞い</p> <p>規則 30 他の組織・個人との関係における振る舞い</p>
<p>第六章 その他の規則</p> <p>規則 26 マスメディアとの関係</p> <p>規則 27 広告</p>	<p>第六章 他の規則</p> <p>規則 31 情報，通信</p> <p>規則 32 広告</p>

¹³ 「同業者」と訳出されているベトナム語は「đồng nghiệp」である。新倫理規程ではこれを，日弁連の倫理規程を参考に「他の弁護士」と訳出した。

¹⁴ 「情」と訳出されているベトナム語は「tình」である。「情」「思いやる心」「情け」といった意味がある。

¹⁵ 「対応」と訳出されているベトナム語は「ứng xử」である。注1で記載したとおり，「状況に応じて対処する」という意味合いになる。「対応」「素行」「言動」「行儀」「所作」といった訳が当てはまるが，結局，弁護士が場面・場面でどう立ち振るうかが問われている考え，新倫理規程では「振る舞い」と訳出した。

¹⁶ 「訴訟進行機関」は，他の翻訳において「訴訟執行機関」と訳されている場合がある。ベトナム語は「cơ quan tiến hành tố tụng」である。



左が旧倫理規程の小冊子，右が新倫理規程の小冊子

(3) 特徴

ア 新倫理規程の大きな特徴としてはまず、「第二章 依頼者との関係」を整備した点にある。これは紛議の中で多いのが依頼者との関係だからである。特に報酬を巡る争いが多いとされている。

従前は、依頼者との関係で想定される問題を網羅的に規定していた。新倫理規程では「基本原則」を立てた上で、事件のライフサイクルにあわせ「事件の受任」「事件の処理」「事件の終了」との整理を行った。この整理の仕方は日弁連の倫理規程の項目立て（「通則」「職務を行い得ない事件の規律」「事件の受任時における規律」「事件の処理における規律」「事件の終了時における規律」）を参照している。

また日本でもよく問題となる依頼者との委任契約書の締結について、ベトナムでいう「法律サービス契約」¹⁷の締結が明記された（新倫理規程規則10の5項）。弁護士法にも書面による法律サービス契約の締結条項はあるが（弁護士法26条）、締結義務までは記載がない。依頼者との契約、特に報酬を巡る紛争を回避する上で行為規範として明記されたのは大きい。

さらに利益相反（新倫理規程規則15）については、どこまで細かく定めるべきかについて最後まで議論がなされた。特に、規定内容を見た場合に具体的にどのようなケースが想定されるのか、また規定が想定している行為が現実的に起こりうるのかが議論された。この点については、包括的な規定であるのはやむを得ず、最終的には日弁連の解説書を参考にガイドラインを作成することで議論の収束が図られた。そして規定の仕方

¹⁷ 「法律サービス契約」はベトナム語で「hợp đồng dịch vụ pháp lý」である。

として、定義、解決方法、どのような場合が利益相反に該当するかという形で規定内容が整理された。また利益相反が解除される場合についても規定された。この内容及び整理の仕方についても、日弁連の倫理規程が参照されている。

イ もう一つ大きな特徴は、他の弁護士との関係や、裁判所や検察院等の訴訟進行機関との関係に関する規定の整理である。このことは、弁護士の役割や地位が大きくなるにつれて、その振る舞いが注目を浴びてくるようになったこととも関連している。刑事弁護において指定弁護人¹⁸（日本でいう国選弁護人）になっているのに連絡もせず出廷しない、弁護人が勝手に法廷から出ていく、裁判官や検察官に罵声を浴びせる、他に裁判に関連する事項についてSNSで根拠のない言動を行う、といったことがVBF内で問題視されていたようである。

旧倫理規程では、訴訟進行機関との関係での禁止行為を列挙していた。しかし、これでは網羅できず、規定するのに限界がある。新倫理規程では規定を最小限に留めるべく、原則を定め（新倫理規程規則26）、あるべき行為を規定し整理を図った。

これらの内容については日本ではあまり議論されていない点である。ベトナム弁護士特有の行為規範と言えよう。

（4）課題及び今後

ア いうまでもなく、規程を改定すればそれで終わりではない。内容の周知と違反した場合の懲戒処分を実効的に行うことが重要となる。懲戒処分については、抜本的な改正ではないものの、並行して行われている定款の改定作業の中で検討されている。

イ 他方、周知について、新倫理規程の制定を受け2020年度はその解説書を作成することが予定されている¹⁹。

その作業の参考用に前述した日弁連の「解説 弁護士職務基本規程」を越語に翻訳し、すでにVBFに提供済みである。同解説書は、概ね、条文の趣旨・沿革、条文の文言の意義、違反事例について、条文ごとに解説がなされている。

誤解を恐れずに言えば、ベトナムでは解説書の類は条文を書き連ねているものが多いという印象を持つ。法律の場合、解釈権の問題と絡み、趣旨や文言の意義を措定するのは難しいのかもしれない。しかし新倫理規程は内規にすぎない。そのためVBF独自の解説書を作成することは可能と考える。

また様々な行為態様が想定されることから、利益相反に言及した際に記載したように、網羅的な規定を置くことはできない。ゆえにこのような規定の趣旨や文言の意義、事例を記載した解説書の役割は不可欠である。日本において弁護士や弁護士会の懲戒委員会、具体的な事件において倫理規程違反か否かを検討するに当たり、同解説書を参考にしている。このように解説書は実務上不可欠なものとする。

ウ また同時に、研修においても解説書の存在は意味を持つ。現在、VBFでは倫理規程の研修が毎年全国的に行われている。これは例えば、ダナン市などに周辺弁護士会の弁

¹⁸ 2015年ベトナム刑事訴訟法76条。

¹⁹ 2020年4月末現在、COVID-19の影響を受けその作業は一旦止まっている。

護士を集めて、大きな会場で実施する方式で行われている。その内容は事例問題²⁰を中心に²¹、VBFの講師がその事例問題について参加者に質問し答えさせるというやり方である。議論が白熱する場合もある。日本でも想定される事例がいくつも指摘されるので興味深い。

しかし議論の仕方の特徴的なのは、当該事案の問題点及び結論を答えることになってはいるものの、たとえば当該事案が倫理規程のどの規則の問題で、当該規則の何に違反するのか、という思考を辿らないことである。また守秘義務や利益相反などの事例で典型的にあらわれる、その規定の趣旨目的を紐解かないと考えられない事例においても、必ずしもそのような思考経過を辿らない。問題となる事例を倫理規程に網羅的に規定せよ、という意見が出る所以である。

こうした中、解説書が規定の趣旨目的から解説するような内容となれば、これら議論を導入する一助になると思われる。

3 最後に

VBFの発展や組織形成の過程で中心においている組織的課題は、社会や市民との間の信頼の確保である。そのための手段として信頼される行為規範を確立し実践する必要があることは、VBFの幹部も痛感している。その一助となるのがまさに倫理規程である。このことは、起草過程の中でもVBFのティン会長が強調していた。

もちろん、これを改定したからといってただちに信頼が確立されるわけではない。時間のかかる試みであるが、研修や懲戒事例の蓄積を通じ、新倫理規程の浸透を図っていく必要がある。まずは解説書の作成が急務であるところ、必要な協力を行っていきたい。

²⁰ 「依頼者」との関係における事例問題として、VBFから次のような問題が参加者に提示される。「依頼者と契約した後に、弁護士Mはその依頼者の血縁のある兄から電話を受け、弟（妹）である依頼者の事件について意見交換するために弁護士に会いたいということであった。続けて、その人（依頼者の兄）は弁護士Mに対して、依頼者を助けて下さい、もし勝訴したら弁護士は賞賛に値すると述べた。同人は弁護士に対して、当該事件の解決のために再び裁判所に行く時には車を貸します、と言い、もし弁護士が金銭に関し何か困ったことがあったら快く援助することを約束した。この場合において、弁護士はどのように対処するか？」（私の前任者である塚原正典専門家（弁護士）が仮訳したものをもとに多少日本語を修正した。）

²¹ そもそも弁護士になるための最終試験において「弁護士倫理」は試験科目となっている。この点は拙稿ICDNEWS「ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要」（第76号、2018年9月号）44ページ参照。